

下田市景観計画における届出対象行為について

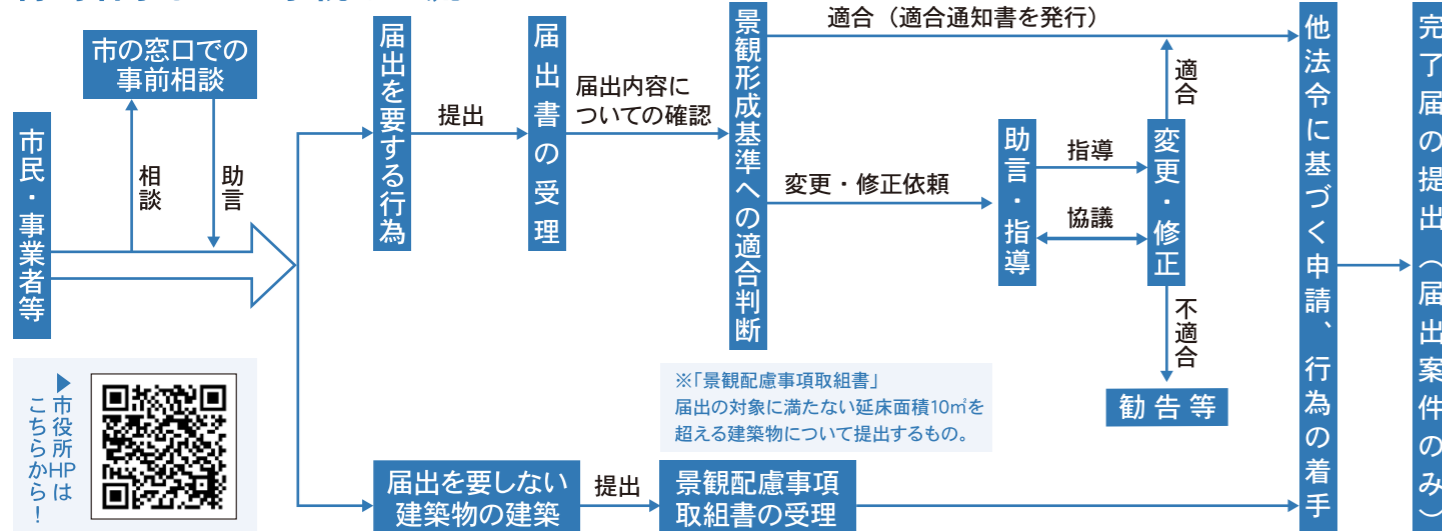
下田市景観計画における届出対象行為について

下田市景観計画区域内（市内全域）において、一定規模以上の行為を行う場合には、景観法第16条に基づき、届出をする必要があります。届出を要する規模は、行為の種類によって定めています。また、計画区域内（市内全域）では、景観的特徴のある地域を「ゾーン」として区分けしており、届出を要する規模の数値基準がその他地域と異なります。詳しくは、建設課景観法担当、又は市役所HPをご覧ください。

景観法に基づく届出対象行為

| 行為の種類 | 届出を要する規模 | | | |
|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------|
| | 市域全域 (景観誘導ゾーン、景観重点地区以外) | 景観誘導ゾーン | 景観重点地区 | |
| 建築物 (沿道型商業施設を除く) | 高さ13m超又は延床面積500㎡超 | 高さ10m超又は延床面積300㎡超 | 延床面積10㎡超 | |
| | 沿道型商業施設 | 敷地面積500㎡超又は延床面積250㎡超 | | 敷地面積300㎡超又は延床面積150㎡超 |
| 工作物 | ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱・木柱類 | 高さ15m超 | 高さ3m超 | |
| | ・送電鉄塔類 | ※届出対象外※ | | 高さ15m超 |
| | ・煙突類 | | | 高さ6m超 |
| | ・記念塔類 | 高さ13m超 | | 高さ4m超 |
| | ・高架水槽、サイロ、物見塔類 | | 高さ8m超 | |
| | ・エレベーター類 | 高さ13m超又は築造面積500㎡超 | 高さ10m超又は築造面積300㎡超 | 高さ3m超又は築造面積10㎡超 |
| | ・遊戯施設（コースター等） | | | |
| | ・製造施設、貯蔵施設類 | | | |
| | ・擁壁 | 高さ5m超 | 高さ2m超 | 高さ1m超 |
| | ・法面、垣、柵、塀類 | | | |
| ・高架道路、高架鉄道、橋梁類 | 幅員13m超又は高さ5m超 | 幅員10m超又は高さ3m超 | 幅員10m超又は高さ3m超 | |
| ・索道施設（ロープウェイ等） | 高さ20m超 | 高さ13m超 | 高さ13m超 | |
| ・太陽光発電設備 | 高さ13m超又は設置面積500㎡超 | 高さ10m超又は設置面積300㎡超 | 高さ10m超又は設置面積10㎡超 | |
| ・風力発電設備類 | | | | |
| 開発行為（宅地造成） | | | | |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更 | 面積2,000㎡超 | 面積1,000㎡超 | 面積300㎡超 | |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | 敷地内の堆積面積の合計2,000㎡超又は堆積の高さ5m超 | 敷地内の堆積面積の合計1,000㎡超又は堆積の高さ3m超 | 敷地内の堆積面積の合計300㎡超又は堆積の高さ3m超 | |

行為着手までの手続きの流れ



下田まち遺産「支える」ための取組 —景観まちづくり助成金活用事業—

景観まちづくり助成金制度について

下田市では、“景観まちづくり基金”を創設し、これまで運用してきました。基金の活用方法としては、景観まちづくりに寄与する活動に対して助成金制度による財政的な支援を行い、良好な景観の維持・保全、活用に繋げています。基金の原資は、下田市を応援して下さる皆さんの寄付や、“ふるさと納税”により運用しています。

景観まちづくり助成金はどうやって使うことができるの？

景観まちづくり助成金を利用するために、3つの項目のどれかに該当する必要があります。3つの条件は、次のとおりです。

① 下田登録まち遺産又は歴史的風致形成建造物の維持管理及び修繕等で条件に該当するもの

景観的価値を損ねることなく維持管理又は修繕を行う場合、もしくはそれまで活用していなかった登録まち遺産を計画に基づき保全活用する場合に、適用されます。

歴史的風致形成建造物 第2号 土藤商店



建物外観一部修景（木製引戸への改修）

歴史的風致形成建造物 第3号 櫛田蔵



建物外観一部修景（なまこ壁修繕）

② 周辺の景観に配慮した庭先又は玄関先にするための協定に基づく活動

3軒以上が参加する協定において、庭先や玄関先を植栽等で景観的に配慮する場合に適用されます。



三丁目花通りの会
周辺の景観に配慮した庭先又は玄関先にするための協定



大横町花通りの会
周辺の景観に配慮した庭先又は玄関先にするための協定

③ 景観まちづくり推進組織の活動

景観まちづくり推進組織が行う活動に対して適用されます。

